

社会保障審議会障害者部会（第 52 回）に向けての意見

菊池馨実（早稲田大学）

・地域移行支援の対象拡大に関連して

近時、触法障害者・高齢者に対する福祉的支援の観点から、法務省と厚生労働省の連携による政策的取組みが進んでいる。厚生労働省サイドでは、主として矯正施設出所後の累犯者に対する社会復帰支援のため、地域生活定着支援センターが 2009（平成 21）年度に事業化された。

こうした動向に鑑みると、今回検討課題となっている地域移行支援の対象拡大は望ましい方向性といえることができ、積極的に支持したい。

ただし、このことに関連して、上記のように刑事政策と社会福祉との連携が図られつつあるとはいえ、社会福祉（厚生行政）の側での取組みはまだ緒についたばかりであり、検討すべき課題は多い。たとえば、セーフティネット支援対策等事業の一環としての予算措置に過ぎない地域生活定着支援事業の法的位置づけ、支援センターの質の確保策（社会福祉事業としての法定化など）、事業に対する公費負担割合（地方公共団体負担導入の可否）などが挙げられる。また矯正施設出所前後に限定した「点」の支援ではなく、出所後のフォローアップも含めた福祉行政・事業者などによる「面」での支援が不可欠であるにも関わらず、必ずしも地域での受け入れ先となるこれら関係者の理解が十分に得られているとはいえない状況にある。

そこで、こうした地域での受け入れをめぐる諸課題につき、厚生行政の立場から包括的に検討する会議体の設置を要望したい。もとよりこの問題は、障害者行政のみならず高齢者行政にも関わる社会福祉・地域福祉一般の課題として取り組まれるべきものである。

以上

（参考資料）

菊池馨実「司法福祉と社会福祉－触法高齢者・障害者支援を中心に」

（日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法 3 ナショナルミニマムの再構築』

〔法律文化社、2012 年〕所収）311－328 頁